

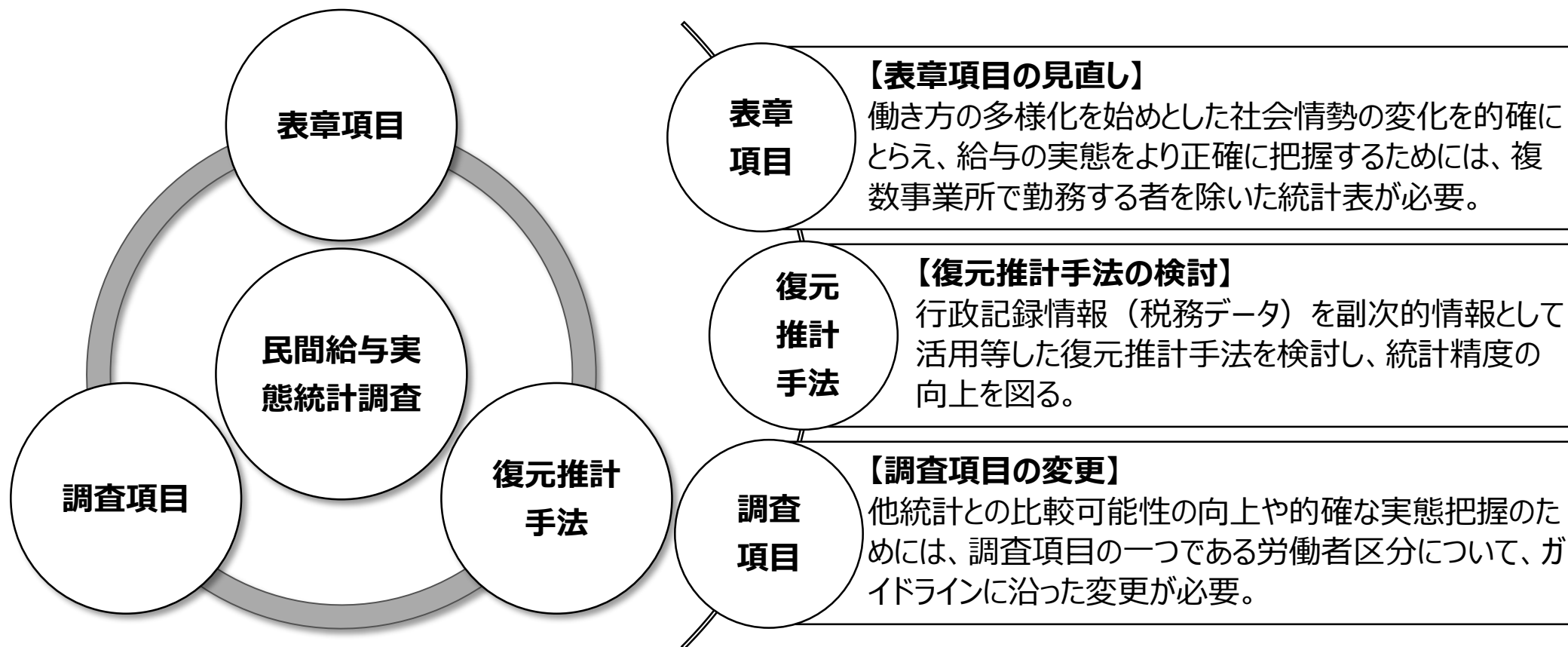
資料 4

保存期間：5年
(令和8事務年度末)
令和3年7月6日

民間給与実態統計調査の 見直しについて

1 民間給与実態統計調査の見直し

民間給与実態統計調査について、「表章項目」、「復元推計手法」及び「調査項目」の3つの観点において、これまでの間、国税庁にて検討し、取り組むべき課題として整理した項目は、以下のとおり。



- 取り組むべき課題については、「国税庁所管統計の整備に関する検討会」において、検討内容を検証する。
- なお、「表章項目の見直し」、「復元推計手法の検討」及び「調査項目の変更」に係る詳細については、次頁以降のとおり。

2 表章項目の見直し（複数事業所で勤務する者の表章）

(1) 概要

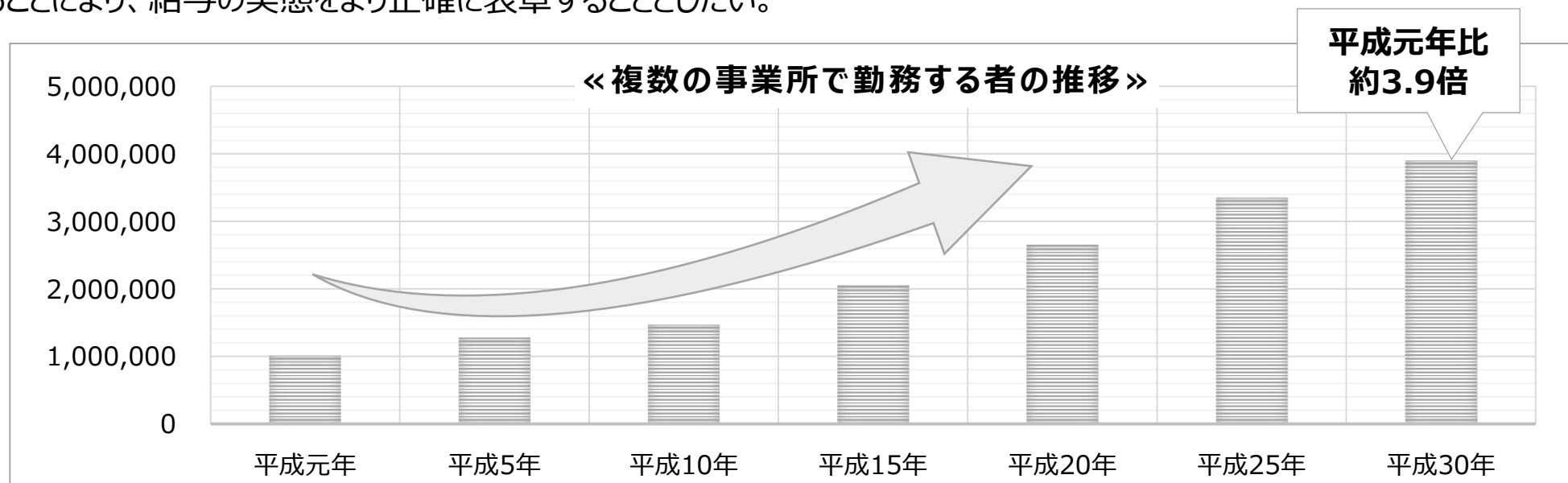
民間給与実態統計調査は、「給与を支払った事業所」を対象とした調査であるため、複数の事業所で勤務する者は、それぞれの事業所において、1名の給与所得者としてカウントした結果を公表している。

働き方の多様化の下、民間企業においては、副業を持つ従業員が在籍する企業が増加しており、複数の事業所で勤務する者は、増加の一途（30年間で約3.9倍）である。その結果、

- 民間給与実態統計調査の給与所得者数と他統計で公表している労働者数の乖離
- 勤務時間及び給与額が少ない副業を合算することによる平均給与の押し下げ

という傾向が、今後、広がっていくことが予想される。

これまでの民間給与実態統計調査では、複数の事業所で勤務する者については、人数、給与額及び税額のみ表章していたが、今後は、単に複数の事業所で勤務する者の人数等を表章するだけでなく、それを分離した統計表を作成することにより、給与の実態をより正確に表章することとしたい。



2 表章項目の見直し（複数事業所で勤務する者の表章）

(2) 新規作成統計表一覧

当該見直しにより、以下の統計表を作成・追加することを検討する。
※乙欄適用者・・・税法上の用語であり、企業側から見た場合に、従業員の
 内、他に主たる勤務先が存在し、いわゆる副業として自社に勤務する者をいう。

第3表 給与階級別の総括表 その9 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く） その10 1年未満勤続の給与所得者（乙欄適用者を除く）	第13表 事業所規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）
第4表 事業所規模別及び給与階級別の総括表 その5 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その6 給与総額（乙欄適用者を除く） その7 平均給与（乙欄適用者を除く） その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）	第14表 企業規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）
第6表 企業規模別及び給与階級別の総括表 その5 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その6 給与総額（乙欄適用者を除く） その7 平均給与（乙欄適用者を除く） その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）	第15表 業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額 業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額（乙欄適用者を除く）
第8表 業種別及び給与階級別の総括表 その5 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その6 給与総額（乙欄適用者を除く） その7 平均給与（乙欄適用者を除く） その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）	第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数 その3 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く） その4 1年未満勤続の給与所得者（乙欄適用者を除く）
第10表 事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）	国税局別表 第2表 国税局別及び事業所規模別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）
第11表 企業規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）	国税局別表 第3表 国税局別及び企業規模別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）
第12表 業種別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額 業種別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額（乙欄適用者を除く）	国税局別表 第4表 国税局別及び業種別の給与所得者数・給与額 その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く） その5 給与総額（乙欄適用者を除く） その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

民間給与実態統計調査の復元推計手法については、行政記録情報の活用等を含め、以下、(1)～(4)のとおり、類型ごとに課題の整理を行った上で、それぞれ対応方法を検討した。

(1) 母集団名簿の整備

イ 概要

民間給与実態統計調査では、調査対象年の翌年1月から調査を開始するため、調査対象年の8月に、源泉所得税納付事績に基づく名簿から、標本事業所を抽出している。

調査対象となる事業所については、「調査対象年の12月に給与支給人員が存在し、年税額が生じている事業所」としているが、標本事業所の中には、年末調整の結果、年税額が0円となる事業所など、本来、調査の対象とならない事業所が、一定数含まれる。

従来、民間給与実態統計調査において復元推計を実施する場合は、当該調査対象外の事業所については、標本抽出時に把握できていない調査対象となる事業所（8月以降に設立された事業所など）と同数程度と見込まれること等を理由として、計算に影響しないものとしていたが、よりの確な母集団サイズを推計するため、今後は、調査対象外となる事業所については、対象外となる理由に基づき分類を実施した上で、復元推計へ適切に反映させる。

なお、標本事業所抽出時に把握できていない調査対象となる事業所については、引き続き、税務データ等を活用し、復元推計へ反映させるための手法を検討する。

【スケジュール（標本事業所の抽出等）】

	調査対象年														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	…
マイルストーン								8月：標本事業所の抽出					1月～：調査開始		

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

□ 計算方法

具体的な計算方法は、以下のとおり。

記号の定義・数式

母集団サイズ・抽出数・抽出率

M_{gh} : g 国税局 h 層の枠母集団事業所数

S_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所

m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数

e_{gh} : g 国税局 h 層の抽出率（ $= m_{gh}/M_{gh}$ ）

調査結果

R_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所（ $R_{gh} \subset S_{gh}$ ）

b_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所数

c_{gh} : g 国税局 h 層の調査対象外事業所数

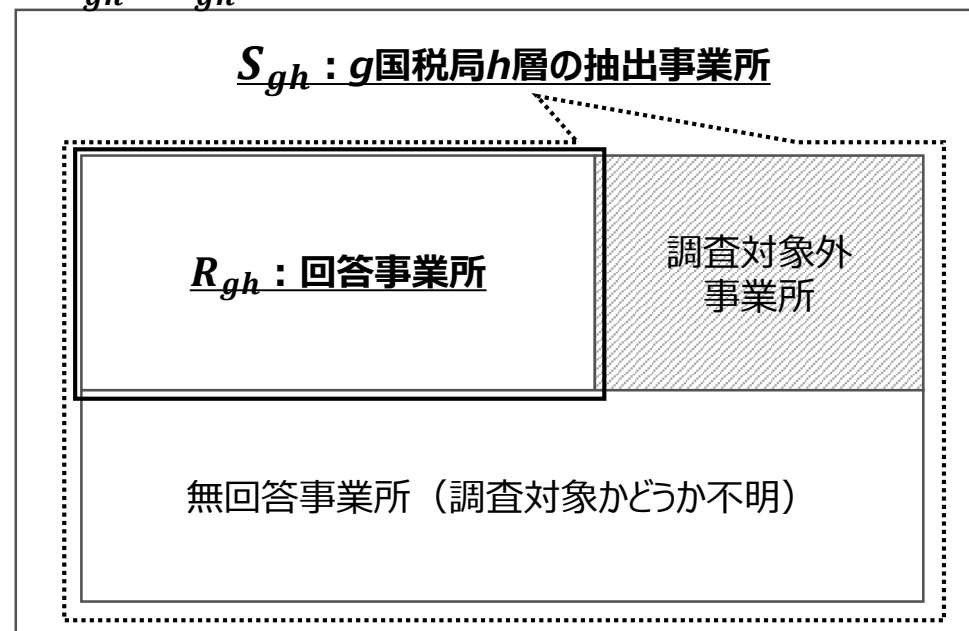
n_j : j 事業所の給与支給人員数（注）

（注） j は全ての事業所に振られた連番を示す。

推定量

\hat{N}_{gh} : g 国税局 h 層の給与支給人員数

【 S_{gh} と R_{gh} の関係性】



○源泉徴収義務者調査票を用い、 g 国税局 h 層の給与支給人員数を推計する場合

$$\hat{N}_{gh} = \sum_{j \in R_{gh}} n_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{gh} - c_{gh}) / b_{gh}$$

※調査対象外となる事業所を復元推計へ適切に反映させるため、計算を行う過程（回収率の逆数を乗じる過程）で、「 c_{gh} 」を差し引く処理を新たに実装する。

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

八 今後の検討課題

民間給与実態統計調査では、調査の過程において、接触できなかった事業所については、調査の対象となる事業所であるのか、調査の対象外となる事業所であるのかが、把握できない状態にあり、調査対象外事業所に係る情報を復元推計に反映させるに当たっては、接触できなかった事業所に内在する調査対象外事業所の処理が課題になるところ。

そこで、以下、二通りの手法に基づく回収率の算出手法を検討し、当該課題の対応方法を判断することとしたい。

◀接触できなかった事業所に係る調査対象外事業所の取扱い（案）▶

- A) 接触できなかった事業所の中には、調査の対象外となる事業所も含まれると認識しつつも、接触できなかった事業所の内、どの事業所が、またどの程度の件数、調査対象外であったかは、判断することができないため、接触できなかった事業所については、一律、調査対象であったものとみなす。
- B) 接触できた事業所に占める調査対象外であった事業所の割合を算出し、接触できなかった事業所においても同割合の調査対象外事業所が内在すると仮定した上で、接触できなかった事業所に係る調査対象外事業所数を推計するとともに、当該推計結果を復元推計へ反映させる。

記号の定義	Aの場合における回収率の算出式	Bの場合における回収率の算出式										
m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数 b_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所数 c_{gh} : g 国税局 h 層の調査対象外事業所数 d_{gh} : g 国税局 h 層の無回答事業所数 v_{gh} : g 国税局 h 層の調査対象外の推定割合	$b_{gh} / (m_{gh} - c_{gh})$ <div style="text-align: center;"> m_{gh} </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">回答 (b_{gh})</td> <td style="text-align: center;">調査対象外 (c_{gh})</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無回答（対象かどうか不明）</td> </tr> </table>	回答 (b_{gh})	調査対象外 (c_{gh})	無回答（対象かどうか不明）		$b_{gh} / (m_{gh} - c_{gh} - v_{gh} \times d_{gh})$ <div style="text-align: center;"> m_{gh} </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">回答 (b_{gh})</td> <td style="text-align: center;">調査対象外 (c_{gh})</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無回答（対象かどうか不明） (d_{gh})</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"> v_{gh} </td> </tr> </table>	回答 (b_{gh})	調査対象外 (c_{gh})	無回答（対象かどうか不明） (d_{gh})		v_{gh}	
回答 (b_{gh})	調査対象外 (c_{gh})											
無回答（対象かどうか不明）												
回答 (b_{gh})	調査対象外 (c_{gh})											
無回答（対象かどうか不明） (d_{gh})												
v_{gh}												

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

(2) 階層が異なることとなった事業所への対応

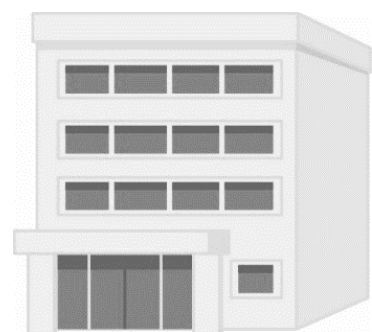
イ 概要

民間給与実態統計調査においては、給与支給人員を層化の基準としているところ、給与支給人員が変動し、標本事業所として抽出した時点における階層と、調査の基準日（12月末）における階層が異なる事業所が存在する。

従来、当該階層が異なることとなった事業所に係る復元推計を実施するに当たっては、調査の基準日（12月末）における給与支給人員に基づく階層の抽出率を使用した復元推計を実施してきたところ、今後は、標本事業所として抽出したその抽出率で復元推計する方法へ復元推計手法の見直しを図る。

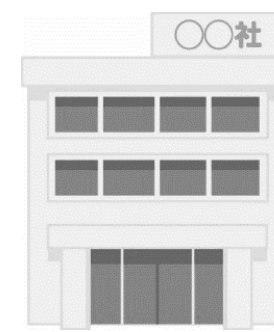
【階層が異なることとなった事業所の一例】

例示：標本事業所として抽出された段階では第二層。調査票の回答結果では第一層に該当する事業所の場合。



抽出時点では、従事員20人

半年の間に事業不振



12月末は、従事員5人

〈従来の計算〉 当該事業所 × 第一層の抽出率の逆数 × 第一層の調査票回収率の逆数

〈見直し後の計算〉 当該事業所 × 第二層の抽出率の逆数 × 第二層の調査票回収率の逆数

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

□ 計算方法

具体的な計算方法は、以下のとおり。

記号の定義・数式（回収率の算出式は、3(1)八Aの場合で記載）

母集団サイズ・抽出数・抽出率

M_{gh} : g 国税局 h 層の母集団事業所数

S_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所

m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数

e_{gh} : g 国税局 h 層の抽出率（ $=m_{gh}/M_{gh}$ ）

調査結果

R_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所（ $R_{gh} \subset S_{gh}$ ）

b_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所数

c_{gh} : g 国税局 h 層の調査対象外事業所数

n_j : j 事業所の給与支給人員数

$\varphi_{jh'}$: j 事業所が h' 規模であれば「1」、それ以外であれば「0」をとる変数

推定量

$\hat{N}_{gh'}$: g 国税局 h' 規模の給与支給人員数

【抽出層と表章における規模の関係性】

g国税局		表章における規模 h'						
		1規模	2規模	3規模	4規模	5規模	6規模	7規模
抽出層 h	1層	-	-	-	-	-	-	-
	2層	-	-	-	-	-	-	-
	3層	-	-	-	-	-	-	-
	4層	-	-	-	-	-	-	-
	5層	-	-	-	-	-	-	-
	6層	-	-	-	-	-	-	-
	7層	-	-	-	-	-	-	-
	8層	-	-	-	-	-	-	-

○源泉徴収義務者用調査票を用い、 g 国税局 h' 規模の給与支給人員数を推計する場合

$$\hat{N}_{gh'} = \sum_{h=1}^8 \sum_{j \in R_{gh}} \varphi_{jh'} \cdot n_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{gh} - c_{gh}) / b_{gh}$$

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

(3) 無回答の処理方法による過大復元の是正

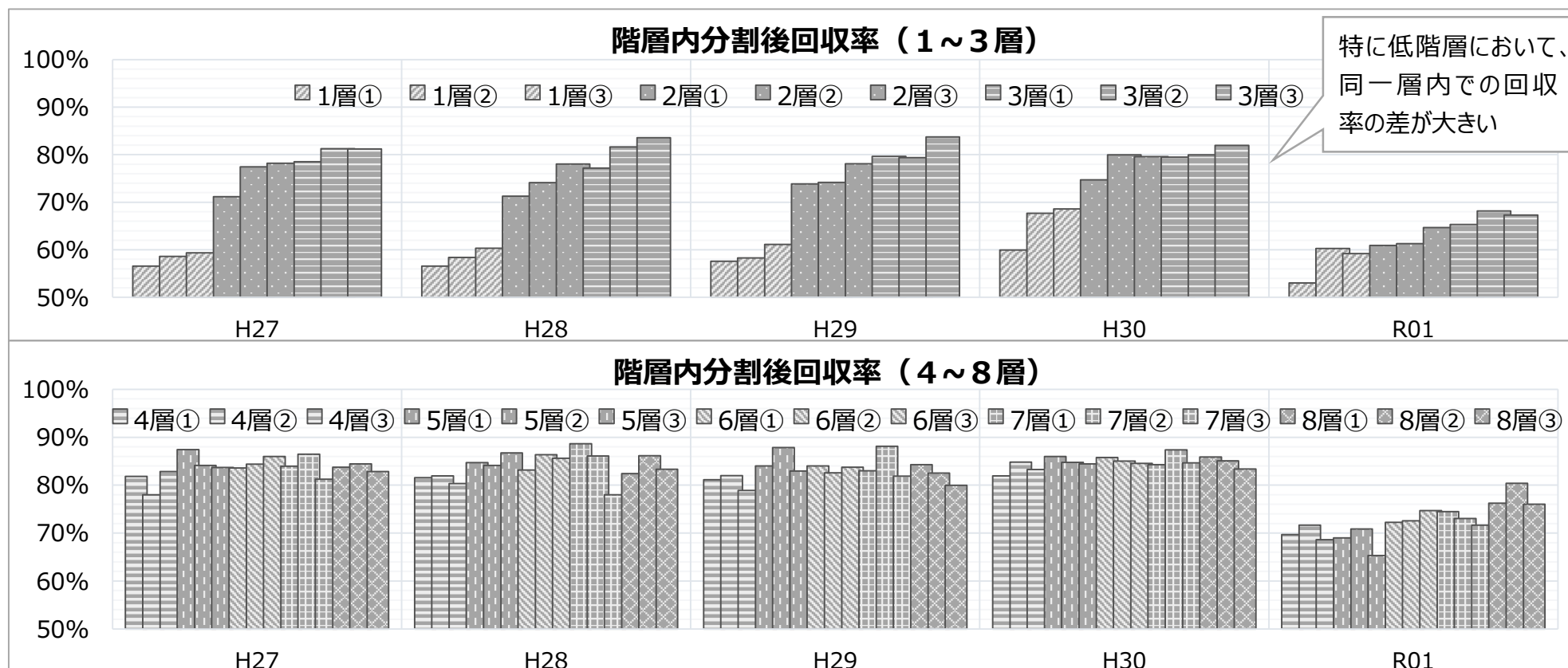
イ 概要

民間給与実態統計調査においては、欠測値補完の実施に当たって、調査票の回収確率を回収率で推定した上で、推定された回収確率の逆数を使用したウェイト調整を実施しているところ、従来の補完方法では、特に、低階層の事業所を中心に、同一階層内の事業所に係る無回答の発生割合に有意な差があることを要因として、復元推計結果（給与支給人員や給与額）が、結果として過大に算出されているところ。

そのため、当該過大復元を是正するため、税務データを副次的情報として活用した推定方法等を検討する。

【参考：階層内を細分化した回収率】

※令和元年分は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を含む。



3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

□ 新たな復元推計手法のイメージ

税務データを副次的情報として活用等した復元推計手法のイメージは、以下のとおり。

① 従来の回収率の算出手法（国税局・階層別）の見直し

同一階層内の事業所に係る無回答の発生割合の有意な差を補正するため、低階層（1層・2層）については、回答数に応じて層を分割した上で回収率を算出し、当該回収率の逆数を使用したウェイト調整を行う。

② 税務データの活用による給与支給人員数の欠測値補完

源泉所得税納付事績のデータを活用し、無回答の事業所に係る給与支給人員数を補完した上で、給与支給人員に係る復元推計を実施し、当該復元推計結果をベンチマークとした比推定を実施する。

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

八 計算方法

具体的な計算方法は、以下のとおり（源泉徴収義務者用調査票を用い、給与支給人員を復元推計する場合）。

① 従来の回収率の算出手法（国税局・階層別）の見直し

従来の手法

回収率の算出に当たっては、国税局・階層別に算出している。

母集団サイズ・抽出数・調査結果

M_{gh} : g 国税局 h 層の枠母集団事業所数

m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数

b_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所数

算出式

$$\text{回収率} = b_{gh} / m_{gh}$$

見直し後の手法

回収率の算出に当たっては、調査対象外事業所を加味するとともに、低階層の事業所については、従業員数の規模に基づき階層内を分割（従業員数の規模に応じた階級を作成）した上で、国税局・分割後の階層別に算出する。

母集団サイズ・抽出数・調査結果

M_{gh} : g 国税局 h 層の枠母集団事業所数

K_{gh} : g 国税局 h 層の階級数（1、2又は3(g と h による)）

m_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の抽出事業所数

b_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の回答事業所数

c_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の調査対象外事業所数

算出式

$$\text{回収率} = b_{ghk} / (m_{ghk} - c_{ghk})$$

回収率の算出式は3
(1)ハAの場合で記載

「添え字について、「 g 」は1～12、「 h 」は1～8、「 k 」は $h=1$ 又は2の場合は、国税局・階層ごとの調査票回答事業所数に応じて、1から最大3の値をとる。その際、 $k=1$ は従業員数 a から β 、 $k=2$ は従業員数 $\beta+1$ から γ 、 $k=3$ は従業員数 $\gamma+1$ から δ で作成した階級とする。なお、 $h \geq 3$ の場合は、 k は1である（ $g31=g3$ ）。」

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

② 比推定の実施 ※比推定の手法については、引き続き、要検討。

記号の定義

母集団サイズ・抽出数・抽出率

- M_{gh} : g 国税局 h 層の枠母集団事業所数
- S_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所
- m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数
- m_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の抽出事業所数
- e_{gh} : g 国税局 h 層の抽出率 ($= m_{gh}/M_{gh}$)

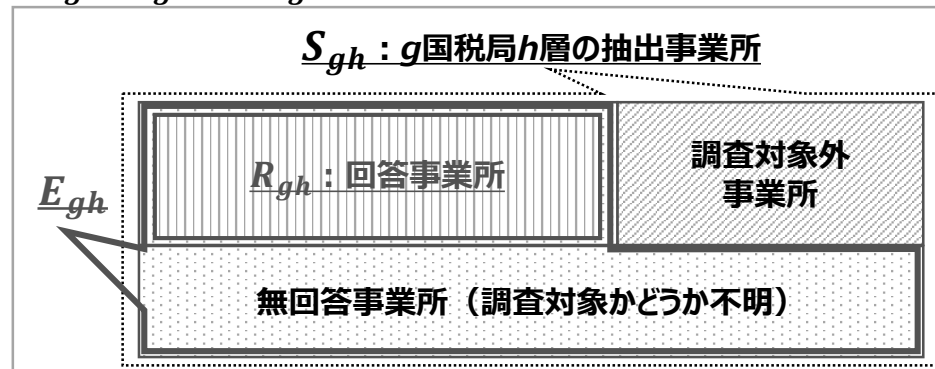
調査結果

- E_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所の内、回答事業所及び税務データで給与支給人員を補完した無回答事業所 ($E_{gh} \subset S_{gh}$)
- R_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所 ($R_{gh} \subset E_{gh} \subset S_{gh}$)
- K_{gh} : g 国税局 h 層の階級数 (1, 2又は3 (g と h による))
- b_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の回答事業所数
- b_{ghk}^* : g 国税局 h 層 k 階級の回答及び税務データ補完事業所数
- c_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の調査対象外事業所数
- n_j : j 事業所の給与支給人員数
- n_j^* : j 事業所の税務データ補完後給与支給人員数
- z_j : j 事業所の給与総額等
- θ_{jk} : j 事業所が k 階級であれば「1」、それ以外であれば「0」をとる変数
- $\varphi_{jh'}$: j 事業所が h' 規模であれば「1」、それ以外であれば「0」をとる変数

推定量

- $\hat{N}_{gh'}$: g 国税局 h' 規模の給与支給人員数
- $\hat{N}_{gh'}^*$: g 国税局 h' 規模の税務データ補完後給与支給人員数
- $\hat{N}_{gh'}^{(R)}$: g 国税局 h' 規模の比推定後給与支給人員数
- $\hat{Z}_{gh'}^{(R)}$: g 国税局 h' 規模の比推定後給与総額等

【 S_{gh} 、 E_{gh} 及び R_{gh} の関係性（7頁Aの場合）等】



g国税局			表章における規模 h'						
			1規模	2規模	3規模	4規模	5規模	6規模	7規模
抽出層 h	1層	1階級	-	-	-	-	-	-	-
		2階級	-	-	-	-	-	-	-
		3階級	-	-	-	-	-	-	-
	2層	1階級	-	-	-	-	-	-	-
		2階級	-	-	-	-	-	-	-
		3階級	-	-	-	-	-	-	-
階級 k	3層	1階級	-	-	-	-	-	-	-
		4層	1階級	-	-	-	-	-	-
	5層	1階級	-	-	-	-	-	-	-
		6層	1階級	-	-	-	-	-	-
		7層	1階級	-	-	-	-	-	-
8層	1階級	-	-	-	-	-	-		

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

数式（回収率の算出式は、3(1)ハAの場合で記載）

① 全ての見直しを図った上で、給与支給人員を復元推計する。

$$\hat{N}_{gh'} = \sum_{h=1}^8 \sum_{k=1}^{K_{gh}} \sum_{j \in R_{gh}} \theta_{jk} \cdot \varphi_{jh'} \cdot n_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{ghk} - c_{ghk}) / b_{ghk}$$

② 復元推計した値に従事員数に基づく規模別に集計する。

$$\hat{N}_{h'} = \sum_{g=1}^{12} \hat{N}_{gh'}$$

③ 税務データを活用し、無回答の事業所に係る給与支給人員を補完した上で給与支給人員を復元推計する。

$$\hat{N}_{gh'}^* = \sum_{h=1}^8 \sum_{k=1}^{K_{gh}} \sum_{j \in E_{gh}} \theta_{jk} \cdot \varphi_{jh'} \cdot n_j^* \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{ghk} - c_{ghk}) / b_{ghk}^*$$

④ 復元推計した値に従事員数に基づく規模別に集計する。

$$\hat{N}_{h'}^* = \sum_{g=1}^{12} \hat{N}_{gh'}^*$$

⑤ ②及び④（又は、①及び③）より、調整係数を算出する。

$$w_{h'} = \hat{N}_{h'}^* / \hat{N}_{h'} \quad (\text{又は } w_{gh'} = \hat{N}_{gh'}^* / \hat{N}_{gh'})$$

⑥ 算出した調整係数を用いて、各項目について比推定を実施する（調整係数を②及び④より算出した場合）。

$$\hat{N}_{gh'}^{(R)} = \sum_{h=1}^8 \sum_{k=1}^{K_{gh}} \sum_{j \in R_{gh}} \theta_{jk} \cdot \varphi_{jh'} \cdot n_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{ghk} - c_{ghk}) / b_{ghk} \cdot w_{h'}$$

$$\hat{Z}_{gh'}^{(R)} = \sum_{h=1}^8 \sum_{k=1}^{K_{gh}} \sum_{j \in R_{gh}} \theta_{jk} \cdot \varphi_{jh'} \cdot z_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{ghk} - c_{ghk}) / b_{ghk} \cdot w_{h'}$$

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

③ その他（給与所得者調査票の計算）

記号の定義

母集団サイズ・抽出数・抽出率

M_{gh} : g 国税局 h 層の母集団事業所数

S_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所

m_{gh} : g 国税局 h 層の抽出事業所数

m_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の抽出事業所数

e_{gh} : g 国税局 h 層の抽出率（ $= m_{gh}/M_{gh}$ ）

f_{ghj} : g 国税局 h 層 j 事業所における 2 千万円以下の給与所得者に係る抽出率（令和元年分調査以降※ : t_{ghj}/q_{ghj} ）

t_{ghj} : g 国税局 h 層 j 事業所における 2 千万円以下の抽出給与所得者数

q_{ghj} : g 国税局 h 層 j 事業所における 2 千万円以下の給与所得者数

調査結果

R_{gh} : g 国税局 h 層の回答事業所（ $R_{gh} \subset S_{gh}$ ）

T_{ghj} : g 国税局 h 層 j 事業所における 2 千万円以下の抽出給与所得者

U_{ghj} : g 国税局 h 層 j 事業所における 2 千万円超の給与所得者

K_{gh} : g 国税局 h 層の階級数（1、2又は3（ g と h による））

b_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の回答事業所数

c_{ghk} : g 国税局 h 層 k 階級の調査対象外事業所数

y_{ji} : j 事業所 i 者の給与総額等

θ_{jk} : j 事業所が k 階級であれば「1」、それ以外であれば「0」をとる変数

$\varphi_{jh'}$: j 事業所が h' 規模であれば「1」、それ以外であれば「0」をとる変数

推定量

$\hat{Y}_{gh'}^{(R)}$: g 国税局 h' 規模の給与総額等

※給与所得者用調査票に係る復元推計の実施に当たっては、平成30年分調査までは、従事員数の規模に応じて事前に設定された給与所得者に係る抽出率の逆数を用いた計算を実施していたが、令和元年分調査以降は、当該逆数ではなく、抽出された給与所得者数と源泉徴収義務者用調査票に記載された実際の給与所得者数を用いた復元推計手法を採用している。

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

数式（回収率の算出式は、3(1)ハAの場合で記載）

○給与所得者用調査票を用い、 g 国税局 h' 規模の給与総額等を推計する場合

$$\hat{Y}_{gh'}^{(R)} = \sum_{h=1}^8 \sum_{k=1}^{K_{gh}} \sum_{j \in R_{gh}} \theta_{jk} \cdot \varphi_{jh'} \cdot \hat{y}_j \cdot 1 / e_{gh} \cdot (m_{ghk} - c_{ghk}) / b_{ghk} \cdot w_{h'}$$

$$\hat{y}_j = \sum_{i \in T_{ghj}} y_{ji} \cdot 1 / f_{ghj} + \sum_{i \in U_{ghj}} y_{ji} \cdot 1$$

3 復元推計手法の検討（税務データの活用による品質向上等）

(4) 従来の統計作成手法の見直し

従来、民間給与実態統計調査では、給与所得者数の母集団サイズを推計するため、その精度向上を目的として労働力調査における労働人口をベンチマークとした処理を行っていた。

今回、税務データを活用した欠測値補完などの手法を採用した試算を行ったところ、労働力調査の労働人口に近い結果が得られることが分かった。

そのため、今後は、税務データを活用した欠測値補完などの手法を採用し、労働力調査をベンチマークとした処理は、廃止する方向で検討を進める。

【労働力調査】 (単位：万人)			【民間給与実態統計調査】 (単位：万人)		
項目	人数	対前年比	階層	対前年比	人数
全産業雇用者	6,113	1.3%	計	1.3%	5,990
			第1層		877
			第2層		811
			第3層		932
			第4層		1,295
			第5層		518
			第6層		869
			第7層		688

a. 労働力調査の全産業雇用者※の対前年比を使用し、ベンチマークとする給与所得者数を算出。
※労働力調査の区分と民間給与実態統計調査の層は一致しないため全数を利用。

b. 算出された給与所得者数を民給の各階層の回答結果に基づき按分処理を実施。

4 調査項目の変更（労働者区分の変更）

民間給与実態統計調査における労働者区分については、従事員の役職名に応じて、

- 非正規……「パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等」
- 正 規……「役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者」

と定義しており、他の賃金統計と若干異なる区分を用いている。

そのため、統計委員会答申（平成31年3月18日付統計委第10号）では、非正規雇用には、様々な類型があり、その給与体系も区々となっている中、一括した区分の妥当性、他統計との比較可能性の向上や的確な実態把握の観点より、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日）」の適用に向け、可及的速やかに検討を開始するよう指摘を受けているところ。

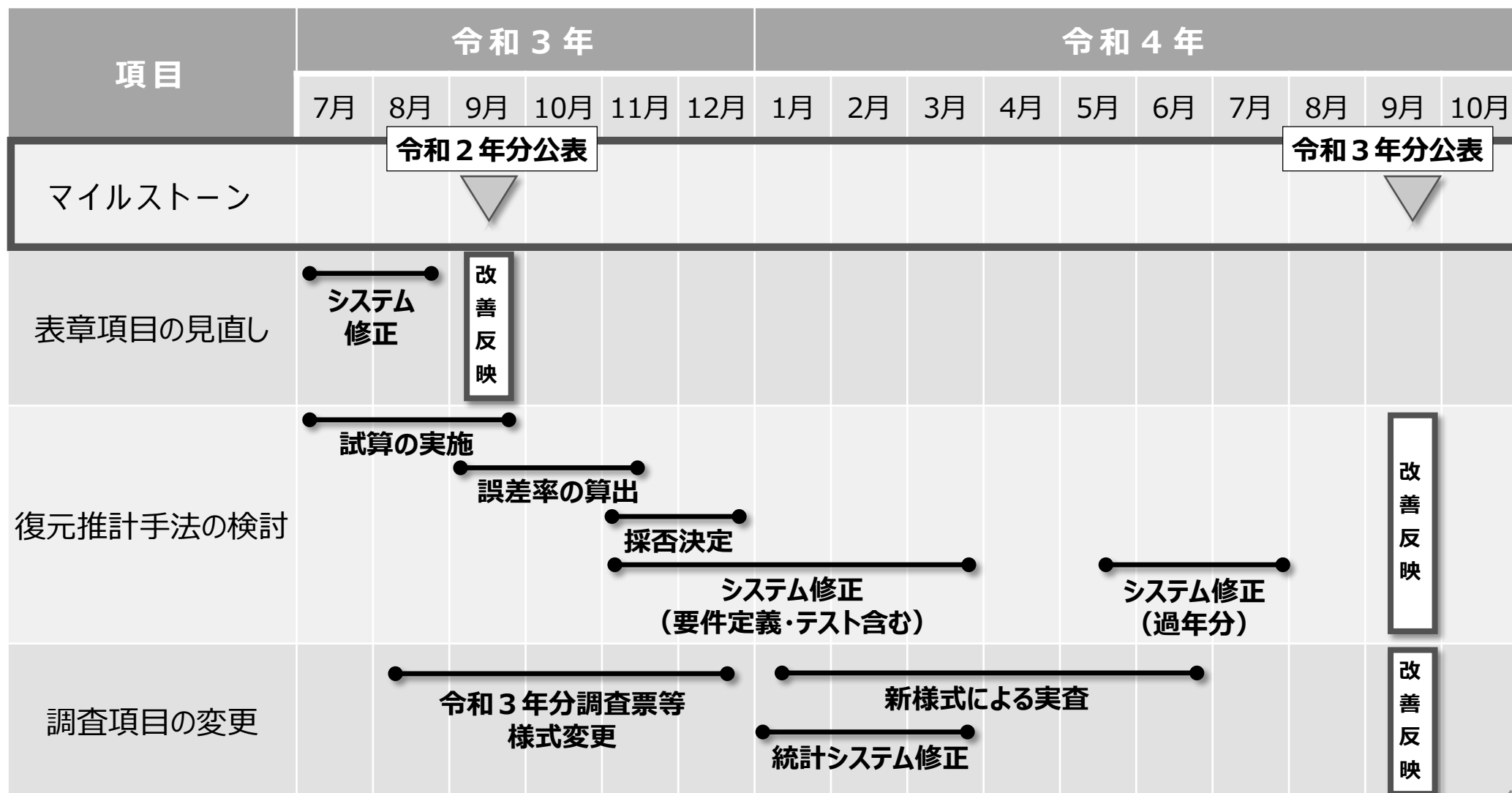
また、総務省統計委員会担当室委託研究業務である「賃金関連統計の比較検証に関する調査研究」においても、定義の差により、精緻な原因分析が難しいという意見を伺った。

そこで、民間給与実態統計調査においても、他の賃金関連統計との「比較可能性の向上」や「的確な実態把握」に向け、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日）」に沿った労働者区分に対応するよう調査項目の変更を進める。

5 今後のスケジュール

「表章項目の見直し」、「復元推計手法の検討」及び「調査項目の変更」については、以下のスケジュールに沿って、検討を進めていくこととする。

なお、特に、「復元推計手法の検討」に当たっては、実際にデータを使用した試算（標準誤差率の算出を含む）を実施した上で、最終的な採否を決定することとし、試算結果次第では、考え方の再整理を行うことに留意する。



6 意見交換事項

復元推計手法の見直しを実施した場合、標準誤差率の算出に当たって、どのような計算を実施すべきか、また、そのためにどのような情報（データ）を用意すべきか、ご知見を賜りたい。